

## II 融 資 編

### 1 北区中小企業融資あっせん制度とは

北区では、中小企業者が事業運営に必要な資金を低利で調達できるよう、契約した金融機関に融資のあっせんをしています。

また、区は、中小企業者の借入負担を軽減させるため、利子と信用保証料の一部を補給しています。

#### 中小企業の主な例

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※①個人は従業員数のみ、法人は資本金が従業員数のいずれか一方が該当する必要があります。

②経営者、役員、家族従業員は従業員数に入りません。

③中小企業者で組織された法人格を有する団体も中小企業に含まれます。

④NPO法人は一部制度でご利用いただける場合があります。ご相談ください。

### 2 北区中小企業融資あっせん申込みから実行・利子等補給まで

1. 経営アドバイザーの事前相談…本人申込みの場合は、融資あっせん申込み前に、経営アドバイザーの経営相談を実施します。  
相談は予約制です。 経営支援係 電話 (5390) 1237
2. あっせん申込み…申込書に記入し、必要書類を揃え、産業振興課に申込みをしてください。
3. あっせん書交付…書類確認後、即日あっせん書を交付します。診断が必要な資金は、診断日から1～2日後に交付します。
4. 金融機関に融資申込み…あっせん書を金融機関に持参し、融資の申込みをしてください。原則として信用保証協会に保証委託します。
5. 審査…金融機関と信用保証協会の審査があります。
6. 融資実行…審査後、融資が実行されます。個々の状況により異なりますが、あっせんから実行まで1か月程度かかります。(ただし、初めて信用保証協会を利用する場合は、1か月半～2か月程度)
7. 結果報告…金融機関から北区に、融資の審査結果が報告されます。
8. 利子・保証料の一部補給…北区から中小企業者へ、利子と信用保証料の一部を補給します。  
※起業家支援資金などの一部の制度においては、あっせん申込前および融資実行後に経営アドバイザーの現地訪問、診断が必要です。

### 3 信用保証協会とは

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から事業運営に必要な資金の融資を受ける場合に、その信用を保証することにより、借入を容易にし、事業の健全な発展を支援するための公的機関です。保証協会を利用して保証を受ける場合は、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。

◆東京信用保証協会 上野支店 担当地域：北・文京・台東  
台東区元浅草 2-6-7 マタイビル 5階 電話 (3847) 3171 (代表)